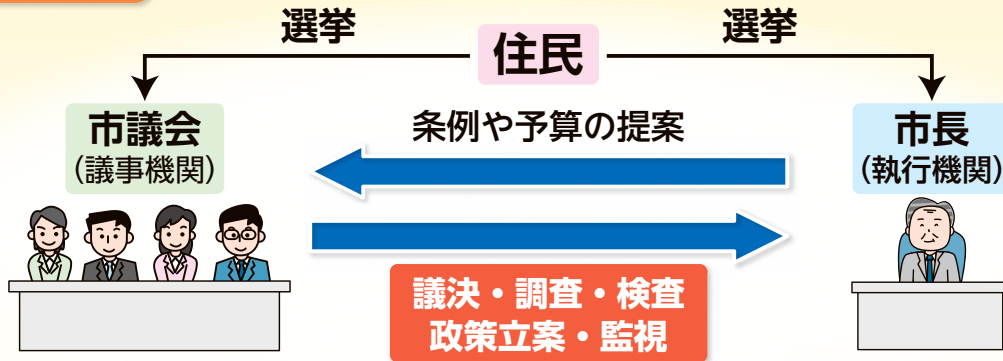


# 議会あれこれ～議会基本条例について～

## 市議会の役割



執行機関の長である市長と議事機関の市議会議員をそれぞれ住民が直接選挙で選び、市長・議会が住民に対して直接責任を負う制度を二元代表制といいます。

## 議会基本条例

市議会は市長と緊張関係の下で市民の代表として多様な意見をくみ取りながら、自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会を目指さなければなりません。このことから、平成27年1月1日に議会基本条例を施行し、市議会の役割を果たすため、①～③を3つの柱として、具体的実現策を体系的に定めています。

### これまでの取組

#### ① 市民に開かれた議会

- 本会議のインターネット中継
- 議会だより、議会HPの充実
- 議会報告会の実施

#### ② 政策の立案や提言を行う議会

- 政策討論会実施要領の制定

#### ③ 行政の監視、評価を行う議会

- 議会ICTの推進
- 反問権の拡大、反論権の付与
- 決算審査における事業、施策評価

## 今後の取組

本条例は、施行から5年が経過したことから、今後現時点における総括・評価を行い必要に応じて見直しを図ります。

### 宛先・問合せ先

#### 草津市議会事務局

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号  
TEL. 077-561-2413 FAX. 077-561-2485  
Eメール gikai@city.kusatsu.lg.jp

● 草津市議会ホームページ  
<http://www.kusatsu-shigikai.jp/>

草津市議会

検索



議会広報編集委員一同

2021年、今年こそオンラインピクチャーとなるのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中ですが、私たち議員は市民の代表として皆様の暮らしの安全・安心・安眠を確保できるよつ、今年も前向きで開かれた議会活動を進めてまいります。

編集後記

くさつ市議会だよりは、スマートフォン用アプリ「マチイロ」[SideBooks]でも配信中。

マチイロ (旧)広報誌



iOS版



Android版

SideBooks (地域本棚)



iOS版



Android版